

## 平成 23 年度 愛知県環境審議会大気部会 会議録

### 1 日時

平成 23 年 10 月 14 日（金）午後 1 時から午後 3 時まで

### 2 場所

愛知県自治センター 3階 B会議室

### 3 出席者

#### (1) 部会委員

竹内部会長、浅野委員、稲垣委員、酒巻委員、那須委員、山澤専門委員（以上 6 名）

#### (2) 事務局（愛知県環境部）

環境部 渡邊技監、松葉地球温暖化対策監

大気環境課 西野課長、木下主幹

規制グループ 柘植補佐、芦内主事

調査・監視グループ 新井補佐、横井主査

大気環境課地球温暖化対策室 原田室長

温暖化対策グループ 來住南補佐、松尾主査、猿渡技師、坂東技師

環境調査センター 尾崎主任研究員（大気圏部長代理）

### 4 傍聴人等

2 名

### 5 開会

### 6 議事

#### (1) 地球温暖化対策計画書制度の見直しについて（議案）

事務局より資料 1、参考資料 1－1 及び参考資料 3 の説明があった。

#### 〈 質疑応答 〉

##### (稲垣委員)

4 点確認したい。

1 点目として、今回の見直しで事業者単位の届出とすると、業務部門についてどの程度捕捉されるのか。

2 点目として、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外のその他の温室効果ガスについて、今回の見直しでどの程度捕捉されるのか。

3 点目として、資料 1－2 に掲げられている表によって、二酸化炭素の排出量や事業所数等の数値が異なっているが、なぜ異なるのか。

4 点目として、公表規定の見直しについて、県が公表するということはある程度整理して公表するということと思うが、情報公開条例との整理をどのように考えているか。

(事務局)

1点目について、温対法では、事業所単位から事業者単位の届出に改正した際に、業務部門の捕捉率について1割から5割に増えると試算されている。きちんとした数字の算出は難しいが、今回の見直しについても同程度であると考えている。

2点目について、その他の温室効果ガスについては、温対法の事業所単位の報告ではあるが、県内で69事業所あり、公共が24事業所、民間の産廃焼却炉などの関係が9事業所、その他民間が36事業所となっている。

3点目について、二酸化炭素の排出量等については、資料1-2の表1、表2は名古屋市が入っているが、表3から表5は県内の捕捉率を出すためには名古屋市を除かないといけないので、名古屋市を除いている。また、表3は実施状況書の提出があった事業所数等であり、表5は計画期間が終了した事業所数等であり、2008年度から計画を開始した事業所は入っていないなどの違いがある。

4点目について、温室効果ガスをどれだけ減らしているかということを知る形で公表していきたいと考えている。また、情報公開条例との整合性も検討しつつ公表内容を考えていきたい。

(稲垣委員)

見直しは今後のことではあるが、見直しがあつてどれだけ捕捉されるかは気になることである。また、数値に違いがあるのはこういう理由による、ということが分かるように記載をするとよい。

(山澤専門委員)

資料1-2の表2の増減率と表5の増減率が異なるがどう読むのか。

(事務局)

表2は県内全体の合計であり、表5は計画書を提出し計画期間を終了した事業所の合計であり異なる。

(山澤専門委員)

制度の実効性を上げるため捕捉率を上げるという見直しはいいと思うが、計画書提出についてのインセンティブがあるとよい。

(事務局)

資料1-2の7頁の公表規定の見直しのところにも記載しているが、具体的対策や先進事例等が参考になるとの事業者からの意見が多いこともあり、届出情報の集計・整理等、情報の見せ方を工夫していくことにより有用な情報のフィードバックをしていきたい。

(那須委員)

条例制度として名古屋市は入るのか、また、豊田市や豊橋市などは入るのか。

(事務局)

名古屋市は県と同様な制度があり、名古屋市を除く愛知県ということになっている。豊田市や豊橋市は入る。制度の見直しは名古屋市の方が少し先行しているが、見直し後についても名古屋市を除く愛知県という整理は同じであると考えている。

(稲垣委員)

資料1-2の1、2頁は、本県における温室効果ガスの状況ということで名古屋市が入っている。3頁以降は地球温暖化対策計画書制度についての内容なので、名古屋市を除いて整理されている。3頁の「なお、名古屋市内については、…適用除外となっています。」の後に、以下の記述は名古屋市を除いたもので整理されていることを記載した方がよい。

(浅野委員)

参考資料2-3の他自治体の状況を見ると、事業者単位で把握し、小さいところも対象にしていくのが時代の趨勢と思う。

また、国・地方公共団体も事業者として含めるということは必須と思う。

自動車等のエネルギー使用分を除くということで、資料1-2の6頁に、自動車NOx・PM法の自動車使用管理計画書と条例の低公害車の導入義務について記載されているが、このあたりをしっかりと書く必要がある。

名古屋市の改正について、県との違いはどのようなものか。

(稲垣委員)

資料1-2の6頁(1)アに、今回自動車等のエネルギー使用分を除いても大丈夫であるということを書いた方がよい。

(事務局)

資料1-1と資料1-2で、自動車等のエネルギー使用分を除くという文章の位置が異なっているので整理したい。

名古屋市は、原油換算エネルギー使用量が800kl以上の事業所を対象にしており、県よりも細かい部分を対象としており、今後もこのままとされている。愛知県が事業者単位、名古屋市が事業所単位となるため、関連企業等にしっかりと説明していきたい。

(山澤専門員)

現在、浜岡原発が止まっているが、制度のなかで、電力使用にかかる二酸化炭素排出量の換算はどういう考え方になるのか。

(事務局)

電力の排出係数については、一般的には原子力の比率が大きいと係数は小さく、火力の比率が大きいと係数は大きくなるが、実排出量の係数とCDMや排出量取引等によるクレジットを調整したあとの係数がある。

今は浜岡原発が止まっており、火力発電が動いていることから二酸化炭素はそれなりに排出されていると思われるが、最終的に排出係数がいくつになるかは、中部電力がこのようなクレジットにより自己の排出量をどの程度抑制するかによって今後決まってくるものと考え。

(竹内部会長)

電力の排出係数は、一定か、年度ごとに変えるのか。

(事務局)

年度ごとに変わる。温対法の報告制度において年度ごとの排出係数が公表され使用されており、法との整合性を図る必要があると考えている。計画書作成の手引き 18 頁に、環境省令・経済産業省令に基づき、国が公表する個別の電気事業者ごとの調整後排出係数を使用することが記載されている。

(竹内部会長)

内容的な話は問題ないということによいか。また、数字の扱いや整合性、名古屋市が入っているか否かなどをクリアーにさせていただき、パブリックコメント手続に入るということによいか。

< 異議なし >

(事務局)

各委員に修正版を送らせていただき意見を集約し、部会長と相談してパブコメ案を決めたい。

(2) 平成 22 年度大気汚染調査結果等について (報告)

事務局より、資料 2 及び資料 3 の説明があった。

< 質疑応答 >

(酒巻委員)

資料 2 の 5 頁で、平成 22 年度に測定局数が減っているのはなぜか。

(事務局)

測定局の数や配置は、国の事務処理基準に基づき、県・政令市で定めているが、事務処理基準が改正され、また大気汚染の状況等変化を踏まえ、測定局の見直しを行ったためである。

(浅野委員)

光化学スモッグの発生について、全国的にみて今年は昨年に比べて減ってはいるとのことだが、8 月 11 日の朝日新聞に「原因物質減らしたのに光化学スモッグのもと微増」との記事があり、環境省が検討会を立ち上げその原因の解明に乗り出したとあった。さらにこの記事によれば、その原因として、中国などから飛来した汚染物質や未知の発生源が考えられ、専門家による最新の研究結果から対策を探るとあったが、その後、このことについて何か進展があれば教えてほしい。

(事務局)

光化学スモッグの原因物質について、環境省が平成 19 年度から行っている検討の中で、ご指摘があったように、アジアからの飛来や紫外線量の増加など、光化学スモッグ発生のいろいろな要素はでていますが、どういうメカニズムで、というところまでは至っていない。私どもは、今後の検討会でメカニズムが解析され、それに対する効果的な施策展開ができればと思っている。

(3) その他

事務局より、次回の大気部会は 12 月又は来年 1 月の開催予定であるとの連絡があった。

(稲垣委員)

県の補正予算で、新たに県内4ヶ所において放射能を測定するとのことであるが、どの地域で測定をするのか。

(事務局)

文科省からの支援を受けて、これまで行ってきた環境調査センターに加え、新たに、豊橋市内、岡崎市内、一宮市内及び設楽町内にモニタリングポストを設け測定していく。またその他に、3月11日以降の放射線の影響について、今日から、ヘリコプターを使用し詳細な測定を行っている。

7 閉会